

# Ⅱ 提 言

## 1 福祉人材の確保・定着、育成対策の強化

### 1 福祉人材確保施策のさらなる推進

福祉職場における人材確保の課題は全県的な共通課題ですが、地域によっては事情が異なります。「兵庫県地域創生戦略」では、介護・福祉分野における仕事の創出や元気高齢者の活用等が挙げられており、新しい働き方を含めた検討が求められています。

福祉・介護現場での外国人労働者の受け入れは、経済連携協定（EPA）に基づいた各福祉施設の独自対応に留まっているのが現状ですが、新法の施行により、技能実習制度の受け入れ対象種目に「介護」が加えられ、外国人技能実習制度での受け入れが可能となります。

なお、平成29年4月から開始された離職した介護福祉士等の届出制度では、登録者が低調であることから、制度の周知が課題となっています（潜在有資格者推計は約2万人）。

#### 《提 言》

#### (1) 福祉人材確保のための全県的な対策協議の場づくり

- ・県が主体となって全県的な戦略会議を立ち上げ、「オール兵庫」として実効ある福祉人材確保対策事業を展開すること。

#### (2) 福祉人材の確保に向けた新たな方策検討と介護労働の負担軽減

- ・外国人技能実習生受け入れに関しては、単に労働力を確保する手段として安易に考えることなく、適正な処遇や日本文化の学習機会の付与、相談窓口の設置など慎重に受け入れ体制を整えること。
- ・介護労働の負担軽減を図るため、介護ロボットの開発などAI（人工知能）の活用を図ること。

#### 介護分野での技能実習生受け入れ要件（例）

- ・実習実施者（受け入れ先）は設立3年以上。介護福祉士国家試験で実務経験として認められる事業所（訪問系サービスは対象外）
- ・指導にあたる技能実習指導員は介護福祉士が適当。
- ・常勤職員数30人以下の場合、受入れ上限は常勤職員数の1割（他分野より厳格な上限設定）
- ・身体介護を実習計画の概ね半分以上とする必須作業に位置づけ
- ・入国時に日本語能力試験「N4」、2年目で「N3」レベルの日本語能力が必要（実習生の要件）等  
（参考）「N3」：日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる  
「N4」：基本的な日本語を理解することができる

#### (3) 潜在有資格者の就業支援の充実

- ・今後、潜在有資格者の介護現場への就業・スキルアップ支援を充実させるため、マスコミなどの各種広報媒体等を使ったPRや、国や県、市町の広報媒体を活用し、さらなる制度の周知に取り組むこと。

#### 【離職した介護福祉士等の届出状況（平成29年度）】

4月	5月	6月	計
35件	11件	11件	57件

## 2 福祉の仕事のイメージアップに向けた広報・啓発と福祉への理解促進

福祉人材の確保が困難な状況が続いていることの要因として、「3K」など福祉職場のネガティブなイメージが広がっていることや、福祉の仕事の社会的意義や魅力が十分に発信されていないことがあります。

### 《提 言》

#### (1) 福祉の仕事のイメージアップに向けたマスコミ広報の展開

- ・福祉の仕事のイメージアップに関して、マスコミなど各種広報媒体等を使い積極的にPRを行うこと。例えばスポットCMを作成し、テレビのゴールデンタイムに放映するなど、インパクトの強い広報を実施すること。
- ・国や県、市町の広報番組等を定期的に活用した施策・事業を展開すること。

#### (2) 福祉・介護の職業についての啓発強化

- ・介護・障害・児童等福祉の分野における仕事について、仕事の意義・重要性に加えて、自らを高め、やりがいや生きがいを持てる魅力ある職業・職場であることを知ってもらう啓発事業をさらに充実すること。
- ・福祉現場への理解につなげるため、車イス体験や福祉職場訪問など、すべての小中高校で福祉体験学習を行うカリキュラムを導入すること。

## 3 市町における福祉人材確保の検討の場づくり

福祉職場における人材確保は全県的な課題ですが、地域によっては事情が異なっています。「兵庫県地域創生戦略」においても、介護・福祉分野におけるしごとの創出や元気高齢者の活用等が挙げられており、新しい働き方を含めた検討が求められます。

### 《提 言》

#### (1) 必要とされる福祉人材の養成目標数の設定と推進協議会の設置

- ・条件不利地域について、県が主体となって、市町や関係機関とともに福祉人材の養成に向けた推進協議会を設置し、地域で必要としている福祉人材数を把握し、具体的な養成目標数を設定すること。

#### (2) 市町ごとで人材確保に関する計画や施策を推進するための仕組みづくりの充実

- ・上記目標数を設定した上で、県が市町とともに具体的な施策、例えば養成校の新規開設、現任研修等の開催等について検討を行うこと。
- ・日高高校、龍野北高校、武庫荘総合高校の福祉科の設置の取り組みを参考にして、地域創生の観点からも重要な施策として、引き続き県立高校における福祉科の設置について積極的に取り組むこと。

## 4 社会福祉事業従事者研修に対する県の支援の強化

社会福祉研修所における指定管理研修は、この10年間で6コース減となっています。一方、社会福祉施設・事業所は地域貢献活動など、地域で果たす役割がますます大きくなっており、施設等で働く職員にはこうした面での対応力の向上も含めた研修が求められています。

### 《提 言》

- ・指定管理研修の拡大や県社協の自主研修への補助制度を創設するなど、社会福祉従事者が研修を受講しやすくなる環境整備を行うこと。

#### 【県から研修所への指定管理研修の状況】

平成19年度	19コース 定員1,590名	10年で
平成29年度	13コース 定員1,475名	6コース 定員115名の減

## 2 災害時の支援体制の強化

### 1 災害ボランティアセンターとしての平時からの機能強化

大規模災害発生時には、災害ボランティアセンターが立ち上げられ、災害ボランティア活動が円滑に実施できるよう被災者と支援の橋渡しが行われます。市区町社協が、センター運営の中心的役割を担っていますが、災害時における県域・市町域における災害ボランティアセンターの位置づけや設置基準が明確になっていません。

平成26年度より「ひょうご災害ボランティア活動サポート事業」が実施されているところですが、さらなる災害対応力の強化を図る必要があります。

#### 《提 言》

#### (1) ボランティアコーディネーターの配置・育成財源の確保

- ・災害時にボランティア・NPOや企業・団体等の支援活動をコーディネートする役割を担う市町社協の「ボランティアコーディネーター」を、平時から人口規模や面積に応じて配置し、育成するための財源を確保すること。

#### (2) 災害ボランティアセンターの市町地域防災計画への位置づけと協定締結の促進

- ・災害救助法や市町地域防災計画に「災害ボランティアセンター」を明記するとともに、センターの設置・運営にかかる経費や災害ボランティア活動に必要な経費を災害救助法の支援対象とすること。
- ・災害ボランティアセンターの設置が円滑に進むよう、活動保険を含む開設・運営経費の負担等にかかる市町と市町社協による協定の締結促進を図ること。

【災害ボランティアセンター設置に関する協定締結市町（平成28年度 神戸市除く）】

協定締結市町	20市町 (50.0%)
--------	--------------

#### (3) 市町域の多様な主体の連携促進と受援計画の策定推進

- ・被災者のニーズや支援活動の全体像を把握して連携のとれた災害ボランティア活動が展開されるよう、市町域において、市町、市町社協、地元団体、ボランティア団体、NPO、企業等と情報を共有する場を設置すること。
- ・災害ボランティアの受け入れも含めた受援計画の策定を推進すること。

### 2 福祉避難所の設置及び情報発信・共有の促進

県では新たに実施する「福祉避難所機能強化促進モデル事業」において、10市町をモデルとし、福祉避難所設置・運営訓練や全県研修を実施し、マニュアル策定により全県的な普及を図っていくこととなりますが、災害時要援護者の避難訓練や福祉支援体制の整備促進につなげていくことが重要です。

#### 《提 言》

#### (1) 県内すべての社会福祉施設が福祉避難所となれるような施策の推進

- ・災害時に福祉避難所となる社会福祉施設（入所施設）について、さらに安心拠点としての機能を強化するため、平時から福祉避難所として必要な資機材や生活用品の備蓄を行えるよう支援制度を創設すること。

#### (2) 各市町での福祉避難所に関する協定締結と合同訓練・広報

- ・社会福祉施設・事業所が福祉避難所と位置づけられるよう、協定締結を進めるとともに、近接市町間でも協定締結が進むよう各市町への働きかけを強化すること。

- ・福祉避難所について、平素から行政と福祉施設等が連携した訓練を行うとともに、住民や民生委員・児童委員、自治会や自主防災組織、支援団体等に対して福祉避難所の周知を図ること。

### **(3) 県主導による「災害福祉広域支援ネットワーク」の構築**

- ・大規模災害時には、県内の福祉施設等のネットワークにより継続的に支援が行える体制構築が重要であり、災害福祉広域支援ネットワークの構築を進めること。

#### **【「災害福祉広域支援ネットワーク」未設置の都道府県（平成28年度）】**

秋田県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・富山県・石川県・福井県・山梨県・ 長野県・三重県・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・岡山県・香川県・愛媛県・ 高知県・福岡県・佐賀県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県
---

### **3 「災害ボランティア割引制度」（交通費・宿泊費の本人負担軽減）等の創設**

被災地の復旧・復興は、どれだけ早く、そしてどれだけ多くのボランティアが被災地で活動できるかに大きく影響されます。特に、大規模災害では、全国からのボランティアによる支援が必要とされますが、遠隔地から被災地に駆けつけることを阻むのが交通費、宿泊費の問題です。

#### **《提 言》**

- ・交通費や宿泊費など本人負担の軽減等ボランティア活動に対する支援制度を実現するための全国的な基金の創設など災害ボランティアを社会全体で支える仕組みを構築すること。

## 3 地域福祉の基盤づくり支援

### 1 地域福祉を推進する人づくりに向けた支援策の強化

県の重要施策として「地域創生」、「活力あるふるさと兵庫」の実現が掲げられ、県民の参画と協働による地域づくりは、地域福祉の推進にとっても重要です。

地域福祉の推進には、民生委員・児童委員、民生協力委員や福祉委員、地域ボランティアや自治会役員等の参画が必須ですが、高齢化や担い手不足により、地域での福祉活動を進めていくことが困難な状況にあります。

国が「一億総活躍プラン」で掲げる「地域共生社会」の実現にあたって、これら地域福祉を進める人材の確保・育成は必須といえます。

#### 《提 言》

- ・地域づくりの担い手となるシニア層や学生等への働きかけ、地域ボランティアの育成・受け入れ態勢づくりなど、県独自の支援策や事業を創設すること。
- ・これらの取り組みは、災害時の要援護者支援の取り組みとも連動するので、地域ボランティアと自主防災組織との連携強化に向けた施策を展開すること。

### 2 地域福祉のコーディネート役としての社会福祉協議会への財政支援

国が住民主体による課題解決力の強化や包括的な相談支援体制づくりを進めようとしているなか、これまで長年にわたり小地域を基盤にした「福祉のまちづくり」に取り組んできた市町社会福祉協議会（以下、「社協」）の役割の重要性が増してきています。

こうしたなか、兵庫県地域福祉支援計画の重点推進方策に位置づけられている「地域福祉コーディネーター」や新たに設置された「生活支援コーディネーター」などのほか、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業などにおける相談員や専門員など、各種の専門人材の配置が求められていますが、そのための財源措置が十分になされていません。

#### 《提 言》

- ・市町社協が地域福祉のコーディネート役としての役割を發揮できるような財政基盤の強化に向けて、明確なルールに基づき市町社協に対する安定的かつ継続的な運営費補助が行われるよう、市町への働きかけを強化すること。

### 3 地域福祉計画と地域福祉推進計画との一体的な推進

市町社協では、住民やボランティア団体、NPO等の民間団体の自主的・自発的な福祉活動を中心にした民間の行動計画として地域福祉推進計画を策定しています。

この度の社会福祉法の改正では、市町に対して、地域福祉を総合的に推進していく上で大きな柱となる地域福祉計画の策定が義務付けられました。この地域福祉計画では、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を盛り込むこととされているところであり、計画の効果的な推進を図るためには、市町社協の地域福祉推進計画との連携が重要と考えます。

#### 《提 言》

#### (1) 全市町における地域福祉計画策定の推進と評価活動の推進

- ・未策定の自治体における地域福祉計画策定の取り組みを促進・支援すること。
- ・その際、市町社協の地域福祉推進計画との連携を図るよう助言を行うこと。
- ・定期的な調査・分析・評価が行われるよう、市町への技術的な支援を行うこと。

**【市町地域福祉計画の策定状況】**

県内（平成29年4月）	【参考】全国平均（平成27年度末）
32市町（77.5%）	1,211市町村（69.6%）

**（2）第4期兵庫県地域福祉支援計画の策定に向けた取り組み**

- ・第3期支援計画の評価を適切に行い、次期支援計画が各市町における地域福祉計画の実質的な指針となるよう策定を進めること。

**4 地域づくりに向けた「新しい総合事業」への支援強化**

「地域包括ケアシステムの深化・推進」の方向性が打ち出され、地域包括支援センターの機能強化が目指されていますが、複合多問題を抱えた世帯の増加等により、センター職員の業務負担は増しています。

「新しい総合事業」の推進や生活支援コーディネーターとの連携、包括的支援体制構築事業や共生型サービスの事業開始など、センターの業務内容が急速に拡大するなか、保健師や主任介護支援専門員などの専門職の確保は喫緊の課題です。

また、平成30年度から施行される「地域包括ケアシステム強化法」では、医療と介護の連携をベースに、高齢者の自立支援と介護の重度化防止に力点を置きつつ、将来的には、児童・子育て・障害・生活困窮などの分野も含めた、包括的な支援の仕組みづくりを見据えたものとなっています。

**《提 言》****（1）各市町での協議の場づくりの推進**

- ・今後、包括的な支援の仕組みづくりが円滑に進むよう、行政・福祉・医療等の関係者が地域の生活・福祉課題を共有し、協議できる場づくりを進めること。

**（2）生活支援コーディネーターの養成と適正配置**

- ・生活支援コーディネーターの養成と資質向上のため、体系的な研修を実施するとともに、県域の推進員を配置すること。
- ・正規・専任を基本としたコーディネーターの配置を促進し、市町間における配置状況に格差が生じないようにすること。

**（3）住民に身近な圏域での協議体づくりの推進**

- ・協議体については、第1層に留まることなく、より住民に身近な圏域での設置を促進すること。
- ・協議体の運営は、小地域福祉推進組織（地区社協等）や社協などとの連携の下で進めるよう市町に対して技術的支援を行うこと。

**【生活支援体制整備事業の実施状況（平成29年4月現在）】**

日常生活圏域における生活支援コーディネーターの配置	33市町（82.5%）
日常生活圏域における協議体の設置	28市町（70.0%）

## 4 権利擁護の推進

### 1 総合的な権利擁護体制の構築

「ニッポン一億総活躍プラン」では、「子供・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する」とされています。

この地域共生社会の実現に向けては、その人らしい生活を支える権利擁護の仕組みを地域において構築することが不可欠となります。

平成28年5月には成年後見制度利用促進法が施行されるなど、認知症や障害があることにより財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支える仕組みを、より一層充実させる方向性が明らかとなっています。

#### 《提 言》

#### (1) 「権利擁護支援センター」の県全域での設置

- ・「権利擁護支援センター」について、すべての市町域で設置されるよう、未設置となっている但馬ブロック、淡路ブロックに助言、指導の強化を図ること。

#### 【権利擁護支援センター等の設置市町等（平成28年度）】

成年後見支援センター	神戸市・尼崎市・川西市・明石市・三木市・姫路市・西播磨
権利擁護支援センター	西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・三田市・篠山市

#### (2) 郡部での法人後見モデル事業の実施

- ・後見人となる弁護士等の専門職の数が不足する郡部において、モデル地区指定など法人後見等による支援体制の構築に取り組むこと。

### 2 障害者差別の解消に向けた「障害者差別解消支援地域協議会」の全市町設置

障害者差別解消法では、国や地方公共団体、民間事業者において、障害者への不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の義務（民間事業者は努力義務）が課せられています。

これらの普及にあたっては、当事者の声をはじめ、障害者差別解消に向けた実践事例から差別解消に必要な情報を明らかにし、各地域において協議を重ねながら取り組むことが重要です。

#### 《提 言》

- ・「障害者差別解消支援地域協議会」が、県内のすべての市町において設立されるよう、その立ち上げを支援すること。
- ・同協議会の設置・運営にあたっては、当事者の参画のもとに、地域の実情に応じた障害者差別解消の相談体制が充実・強化されるよう指導、助言すること。

#### 【「障害者差別解消支援協議会」設置市町（平成28年度）】 20市町/41市町（48.8%）

## 5 生活困窮者支援

### 1 生活困窮者自立支援事業の充実にに向けた連携強化

生活困窮者自立支援法は、法施行3年経過時点での見直しに向けて、相談者の傾向等を踏まえ、新たな支援策を構築するなど、制度の一層の充実が図られようとしています。

県内でも、地域の実情に応じた支援策の構築が求められる一方で、任意事業については全く取り組んでいない市があるなど、地域間の取り組みに格差が生じつつあります。

支援策の構築には、相談支援員をはじめとする専門職の資質向上が欠かせず、またその専門性を身に着けた職員が安定して継続的に配置される体制の確保も求められます。

#### 《提 言》

#### (1) 生活困窮者自立支援に係わる関係者による会議の実施

- ・相談支援員等の資質向上と、関係機関との連携を強化するため、法定事業の実施者に限らない生活困窮者自立支援に係わる関係者が課題等の共有を行う「生活困窮者支援連携促進会議」を実施すること。

#### (2) 相談支援体制の実態調査の実施

- ・市町における生活困窮者自立支援制度の実施状況について、特に担当職員等の配置状況や経験年数等について実態調査を行うなどによりその実情を把握し、市町域における体制強化に向けて国への課題提起を行うこと。

#### (3) 任意事業への取り組み強化

- ・すべての市町においてその実情に応じた任意事業の取り組みが一層促進されるよう、助言、指導の強化を図ること。

#### 【任意事業（就労準備・家計相談・一時生活・学習支援）未実施自治体（平成28年度）】

洲本市・豊岡市・小野市・篠山市・南あわじ市・朝来市・淡路市

### 2 子どもや子育て世帯の貧困問題への取り組み

兵庫県においては「子ども食堂」の立上げの補助制度を設けるなど子どもの貧困問題に対する取り組みが始まっています。また、日本学生支援機構の奨学金制度における第一種奨学金の要件緩和や、給付型奨学金の創設、「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度」の創設など、支援の充実を図る動きも出てきています。

しかしながら、これら奨学金制度が大学進学時に利用できるものに集中し、また生活福祉資金では「生活保護を受給する母子世帯の私立高校進学者」に利用傾向が偏るなど、支援が十分にいき届かない状況も見られます。

#### 《提 言》

#### (1) 生活保護世帯の児童の高校進学支援の充実強化

- ・生活保護世帯の児童の高校進学を支援するため、これら児童を対象とした給付型奨学金制度の創設、福祉的貸付制度の充実と実施体制の強化を図ること。

#### (2) 学習支援事業の県内全市町での実施

- ・子どもの学習支援のさらなる充実に向けて、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業の県内全市町での実施を目標として取り組むこと。

#### 【生活困窮者自立支援事業「学習支援事業」実施市町（平成28年度）】

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、伊丹市、宝塚市、加西市、兵庫県（町部）



## 6 社会福祉法人の基盤強化と公益的な取り組みの推進

### 1 社会福祉法人に対する経営相談体制・事業の充実

改正社会福祉法において、社会福祉法人のガバナンス・財務面の強化がすべての社会福祉法人の対応事項になり、県では、平成28年度から「社会福祉法人経営指導強化事業」を実施し、経営課題を抱えた法人に対する専門家による助言等の支援に取り組んでいます。

#### 《提 言》

#### (1) 県「社会福祉法人指導指針」をベースとした所轄庁の指導・助言体制の強化

- ・平成29年5月に県が策定した「社会福祉法人指導指針」を軸として、社会福祉法人の自主性・自立性を尊重した上で、所轄庁による指導・助言対応等にバラつきが生じないよう指導・助言体制を強化すること。

#### (2) 中小企業向け経営支援事業の社会福祉法人への拡充

- ・県では、奨学金の返済に苦しむ若者を雇用している中小企業に対し、返済額の一部を補助する制度を全国に先駆け実施しているが、人材確保に苦しむ社会福祉法人も利用できるように拡充すること。

#### (3) 社会福祉法人の特性に応じた経営相談窓口・体制の強化

- ・県社協が実施する「社会福祉経営相談事業」について、専門的できめ細やかな経営相談に対応できるよう窓口の体制強化を図ること。

#### 「社会福祉経営相談事業」

- ・福祉サービス提供事業者の経営支援とサービスの質の向上を目的に、平成2年度から実施している。
- ・従前、国庫あるいは県単補助があったが、平成22年度以降は公費補助がない。

### 2 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の推進施策・事業の創設

県社協では、県経営協と協働して、市区町域で「社会福祉法人連絡協議会」（ほっとかへんネット）の設置を促進・支援し、市区町のニーズに応じたニーズ把握と取り組みの活性化を図っているところです。

国が、「地域共生社会」の実現を目指した各種施策・事業を進めようとするなか、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」についても、地域の福祉力を高めるため取り組みの一環に位置づけていく必要があります。

#### 《提 言》

#### (1) 市町域の「地域における公益的な取組」の実態把握と推進基盤づくりの強化

- ・社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について、所轄庁が設置する「地域協議会」が中心となり、ニーズ把握や推進方策を検討する体制づくりを進めること。

#### (2) 「地域における公益的な取組」の推進のための仕組みづくり

- ・県では、「地域サポート型施設」などの事業に先行着手しているので、県内のすべての社会福祉法人に普及していくための新たな認証制度の創設や実践事例を共有するための場づくりを行うこと。

#### 【社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）の設置状況（平成29年7月末現在）】

～平成27年度	伊丹市、南あわじ市、垂水区、丹波市、佐用町、篠山市、東灘区、兵庫区、西区	9か所
平成28年度	宝塚市、灘区、長田区、須磨区	4か所
平成29年度	北区、明石市、小野市、三田市	4か所

